

日本における水際対策（ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の待機期間緩和）について

令和3年11月10日

●11月8日より、日本が有効と認めるワクチン接種証明書保持者に対する入国後の行動制限が見直され、日本等で接種を受けた方は所属企業の受入れ責任者の管理の下で業所管省庁の承認を得ること、かつ入国後3日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR 検査又は抗原定量検査）が陰性である場合に、入国4日目から特定の活動をすることが可能となりました。なお、キルギス国内でワクチン接種を受けた方またはワクチン接種されていない方は対象外のため従来どおりの検疫手続きとなります。

●航空機搭乗時や入国時には引き続き PCR 陰性証明書が必要ですので、ご注意ください。

1. 日本政府は水際対策に係る新たな措置として、11月8日から以下の3要件を満たす方

- (1) 入国日前14日以内に10日または6日の宿泊施設待機の対象の指定国・地域での滞在歴がない日本人帰国者・外国人入国者を対象
 - (2) 外務省及び厚生労働省にて有効と確認したワクチン接種証明書を保持している
 - (3) 日本国内の受入責任者から特定の省庁（原則として受入責任者の業を所管する省庁。以下「業所管省庁」という。）へ提出した誓約書及び活動計画書を含む申請書式について、事前に業所管省庁の審査を受けている
- については、入国後14日目までの待機施設等（受入責任者が確保する待機施設又は自宅をいう。以下同じ。）での待機期間中、入国後3日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR 検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出ることにより、入国後4日目以降の残りの待機施設等での待機期間中、受入責任者の管理の下に活動計画書の記載に沿った活動（以下「特定行動」という。）が認められます。

《参考 URL》

- ・ ワクチン接種証明書保持者に対する入国後の行動制限及び外国人の新規入国制限の見直し

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100256021.pdf>

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（ワクチン接種

証明書保持者に対する入国後・帰国後の行動制限及び外国人の新規入国制限の見直しについて)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C137.html

- ・ 海外から日本への入国に際し有効と認めるワクチン接種証明書について
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate_to_Japan.html
- ・ 我が国が有効と認めるワクチン接種証明書を発行する国・地域一覧
<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/countrylist1029.pdf>

2. 上記1に該当しない場合の検疫手続きは次のとおりです。

(1) 日本政府が指定するワクチン接種者は、入国後14日間の自宅等での待機において、10日目以降に日本政府が認めた検査機関にて自主的に受検し届け出ることで残日数を短縮することが可能です。

ただし、上記の緩和措置は、年齢要件等によりワクチン接種を受けられない未成年者には認められませんので、ご家族でのご帰国またはご入国をされる場合はご注意ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

(2) キルギスで日本政府が指定するワクチンを接種した方、またはワクチンを全く接種していない方は入国後14日間の自宅等での待機が求められます。また、過去14日間に停留措置の対象地域に滞在された方は、検疫所の確保する宿泊施設等での待機を求められます。

《参考 URL：停留措置の対象地域》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

ただし、日本政府が有効と認めるワクチン接種証明書を保持している方は、コピーを日本入国時の検疫において提出することにより、検疫所が確保する施設での「入国後の3日間の停留措置」は免除されます。

3. 従来どおり、航空機搭乗時や入国時には PCR 陰性証明書が必要です。また、「質問票WEB」などの準備も引き続き必要ですので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所在地：ビシュケク市ラザコヴァ通り 16 番地

16、 Razzakov Str.、 Bishkek、 720040、 Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 300050 / 300051 FAX：300052

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>